政令第百二号

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（農地中間管理事業の推進に関する法律施行令の一部改正）

第一条　農地中間管理事業の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十八条第四項第三号ただし書」を「第十八条第五項第三号ただし書」に改める。

第三条中「第十八条第四項第四号」を「第十八条第五項第四号」に改める。

別表農用地の項中「第十八条第四項第三号イ」を「第十八条第五項第三号イ」に改める。

（農業経営基盤強化促進法施行令の一部改正）

第二条　農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十五条とし、第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とし、第十条の次に次の二条を加える。

（利用権の設定等の対価の算定方法）

第十一条　法第二十三条の二第七項の対価は、利用権の設定等を行う農用地の周辺の地域で自然的経済的社会的諸条件からみてその農業事情がその農用地に係る農業事情と類似すると認められる一定の区域内における農用地（以下この項において「周辺類似農用地」という。）についての耕作又は養畜の事業に供するための取引（農地を農地以外のものにするためその農地を売り渡した者がその農地に代わるべき農地を取得するために行う取引その他特殊な事情の下において行われる取引を除く。）の事例が収集できるときは、当該事例における取引価格にその取引が行われた事情、時期等に応じて適正な補正を加えた価格を基準とし、当該周辺類似農用地及び利用権の設定等を行う農用地に関する次に掲げる事項を総合的に比較考量し、必要に応じて次項各号に掲げる事項をも参考にして、算出するものとする。

一　位置

二　形状

三　環境

四　収益性

五　前各号に掲げるもののほか、一般の取引における価格形成上の諸要素

2　前項の対価は、同項に規定する事例が収集できないときは、次に掲げる事項のいずれかを基礎とし、適宜その他の事項を勘案して、算出するものとする。

一　借賃、地代、小作料等の収益から推定されるその農用地の価格

二　利用権の設定等を行う農用地の所有者がその農用地の取得及び改良又は保全のため支出した金額

三　その農用地についての固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）その他の課税の場合の評価額

（法第二十三条の二第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程の有効期間）

第十二条　法第二十三条の二第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程の有効期間は、当該農用地利用規程が法第二十三条第一項の認定を受けた日から起算して五年とする。

附則第四項及び第五項を削る。

別表第二中「第十三条関係」を「第十五条関係」に改める。

（農地法施行令の一部改正）

第三条　農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四条第一項第七号」を「第四条第一項第八号」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合）

第八条の二　法第四条第六項第五号の政令で定める場合は、申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積を図るための措置その他の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るための措置が講じられているものとして農林水産省令で定めるものに限る。）の円滑かつ確実な実施に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として農林水産省令で定める場合とする。

第十条第一項中「第五条第一項第六号」を「第五条第一項第七号」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合）

第十五条の二　法第五条第二項第五号の政令で定める場合は、申請に係る農地を農地以外のものにすること又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にすることにより、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地又は採草放牧地の利用の集積を図るための措置その他の農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るための措置が講じられているものとして農林水産省令で定めるものに限る。）の円滑かつ確実な実施に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として農林水産省令で定める場合とする。

第三十条第一項中「、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体」を削る。

（土地改良法施行令の一部改正）

第四条　土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の七の見出し中「農地利用集積円滑化団体又は」を削り、同条中「農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）又は」を削る。

第七十二条の二を削り、第七十二条の三を第七十二条の二とし、第七十二条の四を第七十二条の三とする。

第七十二条の五の前の見出しを削り、同条を第七十二条の四とし、同条の前に見出しとして「（行政不服審査法施行令の準用）」を付し、第七十二条の六を第七十二条の五とする。

第七十七条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第七十八条第一項第十一号中「第八号」を「第七号」に改める。

附則第二条中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第三条第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第六条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。